

平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 25 年 12 月 13 日（金）  
招集の場所 玉城町議会議場  
開 議 平成 25 年 12 月 20 日（金）（午前 9 時 00 分）  
出席議員 1 番 中西 友子            2 番 北 守            3 番 坪井 信義  
          4 番 北川 雅紀            5 番 中瀬 信之            6 番 山口 和宏  
          7 番 奥川 直人            8 番 山本 静一            9 番 前川 隆夫  
          10 番 川西 元行            11 番 風口 尚            12 番 小林 豊  
          13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄      同 書 記 宮本 尚美      同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 71 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 3 議案第 72 号 町税条例の一部改正について討論・採決）
- 第 4 議案第 73 号 町道の認定及び変更について討論・採決）
- 第 5 議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）討論・採決）
- 第 6 議案第 75 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）討論・採決）
- 第 7 議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）討論・採決）
- 第 8 議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 請願第 5 号 国に対し「来年 4 月からの消費税増税実施の中止を求める意見書」の提出を求める請願書（追加議案）
- 第 10 発議第 9 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

## 開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。  
よって、平成25年第5回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。

## 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

8番 山本 静一 君                      10番 川西 元行 君

の2名を指名いたします。

## 議案の討論・採決

○議長（風口 尚）次に、日程第2 議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第3 議案第72号 町税条例の一部改正について、討論、採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第4 議案第73号 町道の認定及び変更について、討論、採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第5 議案第74号 平成25年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし、日程第8 議案第77号 平成25年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山本静一君

○**予算決算常任委員会委員長(山本静一)** 議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第74号 平成25年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし、議案第77号 平成25年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)についての委員会審査を去る12月18日、第1委員会室において、町長・副町長並びに教育長また会計管理者、関係課長等の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず 議案第74号 平成25年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の審査を行いました。

その結果 議案第74号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号 平成25年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で 予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の採決を行

います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 請願第5号 国に対し「来年4月からの消費税増税実施の中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

ただちに、紹介議員 中西友子さんの趣旨説明を求めます。

1番 中西友子さん

○1番(中西 友子) 国に対し、来年4月からの消費税増税実施の中止を求める意見書の提出を求める請願書」の請願理由を説明させていただきます。

2014年4月から消費税増税を8%に引き上げるかどうか、暮らしと日本経済にとって重大問題となっています。

どの世論調査でも、多くの国民が消費税増税を予定通り実施することに反対しています。将来の消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきではないという意見が少なくありません。国民の意思を無視して大增税の道を突き進むことはゆるされないではありませんか。

いま、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために景気が悪化する深刻なデフレ不況が続いています。こんな時に消費税を増税すれば、消費をさらに冷え込ませ、日本経済を一段と危機に陥れてしまうでしょう。その結果、消費税以外の税収を減らして、税政はむしろ悪化させてしまいます。

来年4月からの消費税増税を中止して、暮らしと経済への打撃を止めるべきではないでしょうか。

以上の理由から下記の事項について強く請願致します。

請願の趣旨、国に対し、「来年4月から消費税増税の実施中止を求める意見書」を提出すること。

○議長(風口 尚) 以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております請願第5号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員会付託は、省略することに決しました。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第5号 国に対し「来年4月からの消費税増税実施の中止を求める意見書」の提出を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）まず最初に、この法改正は平成24年8月に改正されました。実施については本年10月の閣議決定によって来年4月より8%、平成27年10月1日より10%とされております。この時期に、もう決定されて4月から引き上げようとする時期に意見書を提出する意味があるのでしょうか。まずこの点についてお伺いしたいと思います。

次に、この増税につきましては、社会保障の安定財源の確保が大きな目的となっております。今増大する医療費、介護福祉費等考えますとやむを得ないかと私は思うんですが、これを引き上げない場合にどのような代替の財源をお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に請願理由の中にどの世論調査でもとありますが具体的にどのような世論調査を指しているのか示していただきたいと思えます。

最後に今回、常任委員長が紹介議員となっておりますが、所管の委員会に委員会付託となった場合は審査の立場で中立的な立場である常任委員長が賛成ありきでいいのか。この点について常任委員長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）1番 中西友子さん

○1番（中西 友子）少し準番が前後するかもしれませんが答えさせていただきます。

なぜ今の時期にこの8%中止の請願なのかということについてですが、首相官邸のホームページでは、消費税引き上げによる税制分はすべて社会保障の充実安定化の財源になりますと明記されています。来年4月実施予定の消費税の増税3%引き上げによる収入増が約8.5兆円に対して5兆円規模の景気対策が検討されています。8.5兆円税収が増えても5兆円景気対策に使うとしたら、何の為の増税かということになります。しかも消費税という形で国民からまんべんなく金を巻き上げておいて景気対策として何に5兆円使うか決める権限が政治家と官僚にある。景気対策と言えば聞こえはよいですが特定層に対する景気の還元ということに他ならないと考えています。加えて麻生財務大臣は景気対策の為に補正予算を組んでも国債は発行しないで納めることを検討する。と述べていることから補正予算の財源を捻出できると言っているのと同じではないでしょうか。安倍政権が増税決断の根拠のひとつとした4月から6月期のGDPと比べ7月から9月期ははっきり減速しておりその根拠は崩れています。加えて円安の影響により物価や原材料費が上がり、社会保障の負担も増える一方でサラリーマンの賃金が17か月連続減少し、増税に対する不安は益々広がっています。

次に、8%中止の時の財源はどうするのか。ということですが、米軍へのおもやり予算の削減、原発推進の大幅削減、政党助成金等を取りやめることで賄えるかと思われま

す。  
あとは世論調査のことですね。手元に資料として持っているのは産経新聞としての表があるのですがどうでしょうか。この場で見せにいくわけにもいかないと思われま

○議長（風口 尚）それを参考にしたということですね。

常任委員長、ご答弁を。

7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人）私も紹介議員にさせていただいております。

この請願につきまして、基本的にはやっぱり我々玉城町議会としましては、玉城町の町民レベルで考える。これがまず、町民の生活をいかに守るかということもひとつの大きな地方の議会としては非常に大事なことだと。国際的、全国的な問題これにつきましても、将来的にはそういう趣旨も理解はできるんでありますが、私個人的な考えとしましては、高齢者に対する増税ということがございますね、今。高齢者の方々の年金というものを見れば、玉城町の年金が月額 58,000 円程度だと、その中で消費税が上がることによってということもあります。今農業も非常に厳しい中で、そういうことに負担がかかってくるということもありますので、そういうことを踏まえまして町民のレベル・・・

○議長（風口 尚）常任委員長としての立場として賛成をされたということですね。どういうお考えで委員長として賛成をされたかという質問です。

暫時休憩します。

（午前 9時19分 休憩）

（午前 9時20分 再開）

○議長（風口 尚）再開します。

○7番（奥川 直人）総務産業常任委員会としましては、みなさん議会のご意向を受けながら決めさせていただいたらいいとこのように思っております。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）まず、今の時期に何故かということに対しては、答弁になってないと思うんですね。この4月に上がると決まってるんですよ。もう一度再度答弁いただきたい。

どの世論調査もというのに新聞だけと言うのではなしに積み上げたものが必要だと思うんですね、請願として出してくるんであれば。各々、こういう世論調査、こういう世論調査と。どの世論調査というたら全部の世論調査みたいに思われますんな。もう一度示していただきたい。

常任委員長言われたことは、私は委員長自体が分かってもらってないかなと思うんで

すが。もう答弁無理やったらいいんですけど。

やっぱり私思うんですよ。

請願というのは、基本的には委員会付託ですよ。

議運の中で議論されて、今回付託せずということになったんやと思いますが、そういう立場で委員長としては、それを議事をどうするかということの中立的な立場で行わないかんと思うんですよ。その中で、すぐに紹介するのはどうかと思うんですよ。やっぱり常任委員長たるものは、副委員長もそうやと思うんですけど、慎重になって署名捺印されるべきやと私は思うんです。なにかありましたお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん

○1 番（中西 友子）決まっていると言われても、物価上昇など先ほども説明しましたのがありますが、あしなが育英会奨学金を利用している世帯でも今の時期になってからでも 8%では不安と感じていることもあり、再度検討していただきたいというものもありますし、世論調査という点では産経新聞の方でも調査を採っていて、検査結果を男女別に分析すると男性の 54%が支持すると答え、40%は支持しないとなっています。女性の方も 48%が支持する、支持しないが 46%と今では別れておりますが、消費税増税される来年 4 月以降に家計に打撃を与えることは明白と考えているので今の時期になってしまいましたが請願を提出したということになります。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君

○7 番（奥川 直人）委員会にかかれれば公平に判断させていただきたいとこのように考えています。

○議長（風口 尚） 12 番 小林 豊君

○12 番（小林 豊）もうその程度の答弁しかないかなと思うんですが。委員長につきましては委員会にかかってはって、本来、紹介議員として名前を書くということは、委員長の立場としてどうかということなんですよね。そこら辺があんまり理解されてないのかなと思うんですけど。この辺で終わります。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君

○7 番（奥川 直人）議会運営委員会の中でこれをどうするかということで判断をいただいて付託されれば公平な立場で判断をさせていただく、このように思います。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（風口 尚） 12 番 小林 豊君

○12 番（小林 豊）只今、議長のお許しが出ましたので反対の立場で討論させていただ



きます。平成 24 年 8 月に社会保障安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税法の一部が改正されました。そして本年 10 月の閣議決定を以って、来年 4 月より消費税を 5% から 8% に増税するという事は既に決定していることでもあります。閣議決定前の 9 月定例会ならまだしも、本定例会に請願として提出されること事態、常識にかける行動ではないでしょうか。仮に本請願が採択され、意見書提出となった場合、なんの効力もなく、逆に玉城町議会の未熟さ、浅はかさを暴露する結果にもなりかねません。また、今回の増税目的は、年々増大する医療費、介護給付費等の社会保障の安定財源の確保を図るという大きな目的があります。誰も増税などは望んでいません。しかしながら政治に関わる人間として、財源を確保するという事は最重要課題であり、時には心を鬼にして増税にも取り組まなければならないのではないのでしょうか。そうすることにより次世代の負担経費にも繋がるのではないのでしょうか。単なる住民受けのいい、パフォーマンス的なこのような請願に惑わされることなく、議員各位の政治に関わる公人としての常識あるご見解をご期待いたしまして反対討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）次に、賛成討論の発言を許します。

次、反対討論の発言を許します。ありませんか

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本請願を採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手小数）

挙手少数であります。

よって本請願は、不採択することと決しました。

次に、日程第 10 発議第 9 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。  
議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なし」と認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを以って、平成 25 年 第 5 回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成25年 第5回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり 町長挨拶を願います。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 閉会にあたりお礼のご挨拶を申し上げます。今期定例会に上程のすべての議案につきまして、慎重にご審議を賜り、全議案にご承認をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。また、会期中に賜りました貴重なご意見を、今後の町政運営に活かさせていただきたいと思っている次第でございます。

国におきましては、いよいよ新年度の予算編成にかかっていくということでございまして、更に具体的な地方の色々な施策につきましても影響が生じてくると想定されるわけでありまして、十分見極めながら町の将来に繋がる施策について取組んでいかなければならぬ。こんなふうにいる次第であります。

今年も残すところあと10日あまりでございます。どうぞ議員のみな様方におかれましても、新しい年がいい年でありますことをご祈念申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、去る13日から開会いたしまして、本日まで8日間、当面の町政諸議案件についてご審議賜りました。終始熱心にご審議賜りまして、閉会の運びになりましたことを厚く御礼申し上げます。本年もいよいよ押し迫ってまいりまして、特に緊急案件がない限り本日が納めの議会になろうかと思っております。各位には、これから寒くなってくると言われております。厳寒に向かいます。ご自愛いただきまして、越年を無事いただきまして、ご多幸の新年をお迎えいただくことをお祈り申し上げまして閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

(午前 9時32分 閉会)